

## 12 子育て

### ●児童手当

対象となる方	高校生年代までの子どもを養育している方
助成の内容	児童一人当たり下記の金額を支給 ・3歳未満 月額1万5千円 ・3歳から高校生年代（第1子、第2子） 月額1万円 ・0歳から高校生年代（第3子以降） 月額3万円
問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）

### ●児童扶養手当

対象となる方	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方		
手当の額	〔令和8年4月現在〕		
		全部支給の場合	一部支給の場合
	児童1人	月額48,050円	月額48,040円 から11,340円
児童2人以上	児童1人増すごとに 月額11,350円を加算	児童1人増すごとに 月額 11,340円から 5,680円を加算	
	※受給資格者及び扶養親族等の所得が限度額以上ある場合は、支給停止になります。 ※手当額は改正になる場合があります。		
支給時期	2か月分ずつ年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月） 支払月の前月までの手当を支給します。		
手続き	新たに受給資格が生じた場合は、認定請求（申請）が必要になります。 詳しくはお問い合わせください。		
問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）		

### ●遺児手当

対象となる方	父母の一方又は両方が死亡した中学生までの児童を養育している方
手当の額	1人あたり月額3,000円 ※町民税の所得割が課税されている場合は、支給されません。
支給時期	6月、9月、12月、3月に支払月の前月分までの手当を支給します。
手続き	新たに受給資格が生じた場合は、認定請求（申請）が必要になります。 詳しくはお問い合わせください。
問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）

### ●ひとり親家庭医療費助成制度

対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親の方 ※所得により制限が設けられています。
助成の内容	栃木県内で受診する場合は、町で交付する「ひとり親家庭医療費受給資格者証」と健康保険の資格確認書及びマイナ保険証等を医療機関等の窓口で提示すれば、保険診療の一部負担金を支払わずに受診できます。県外の医療機関等で一部負担金を支払った場合は、妊産婦医療費助成申請書に領収書を添付して提出してください。
新規登録の手続き	ひとり親の要件が確認できるもの（戸籍謄本など）と助成対象者の健康保険の資格確認書等、通帳を持参のうえ、住民生活課で手続きしてください。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）